

事務連絡
平成 24 年 2 月 14 日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬食品局安全対策課

一般用医薬品の区分リストの変更についての訂正について

平成 23 年 12 月 26 日付け薬食安発 1226 第 1 号厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知「一般用医薬品の区分リストの変更について」が発出されたところですが、同通知の別添 2 において一部誤りがあったので、下記のとおり訂正方よろしく願います。

記

○ 別紙 3 の「○生薬及び動植物成分」について以下のとおり訂正する。

訂正箇所	正	誤
第 66 項 成分名欄	カラセンキュウ。ただし、外用剤及び 1 日量中 <u>カラセンキュウ</u> 2.5g 以下を含有するものに限る。	カラセンキュウ。ただし、外用剤及び 1 日量中 <u>カッセキ</u> 2.5g 以下を含有するものに限る。

以上

